

# 動議に関する指針

---

動議とは、採択してもらうことを目指し、ITF の機関組織や機関会議に提出される政策提案のことである。大会で採択されると、決議として位置づけられる。大会決議は、他の戦略文書と共に、次回大会までの ITF の活動を主導・形成する。執行委員会が採択された大会動議の実施状況を監督する。

## 通常動議

定期大会の審議にかける動議は遅くとも大会開始の 4 ヶ月前までに書記長に届くよう提出されなければならない。定期大会の最終的な議題は、遅くとも大会開始の 2 ヶ月前までに加盟組織に配布されなければならない。

定期大会の議題に入れられた動議に対する修正案は遅くとも大会開始の 4 週間前までに書記長に届けられなければならない。

## 規約改正動議

規約改正動議も他の動議と同様に取り扱われる。唯一の違いは、規約改正動議は、組合員数投票に附され、有効投票数の 3 分の 2 以上の賛成がなければ承認されないという点である。

## 緊急動議

緊急動議を定期大会に提出することができるが、決議委員会が、真に緊急性があり、前述の規定による提出が不可能であったと判断した場合に限り、審議される。

緊急動議の提出期限は 2024 年 10 月 13 日であるが、これ以降、大会期間中に緊急事態が発生した場合に限り、例外が認められる。

## 動議の提出

動議は書記長宛に提出する ([motions@itf.org.uk](mailto:motions@itf.org.uk))。



## 形式と言語

- 動議は規定の様式で提出されなければならない。動議が受け付けられたことを知らせる通知文が送付される。
- 組合の名前で提出された動議のみ、受け付けられる。（地域や部会の名前では提出できない。）
- 各動議は **1000** ワード以内に収めなければならない。
- 各動議は、1つのテーマあるいは密接に関連する複数のテーマを扱うべきである。異なる2つのテーマを扱う場合は、2つの動議に分けて提出しなければならない。
- 各加盟組合は、動議の提出を、最大3件までにしなければならない。
- 加盟組合は複数の言語で動議を提出できるが、その解釈に関する全ての問題については、英語版が正式版とみなされる。

## 内容

- 全ての動議は **ITF** 規約に則ったものでなければならない。
- 動議は、**ITF** あるいは **ITF** の構成機関(部会や地域等)にある種の行動(キャンペーン、ロビー活動、公に批難する等)を要請するものでなければならない。
- 動議は既存の方針と重複するものであってはならない。
- 動議は、実務的かつ次回大会までの期間に無理なく達成できるものであるべきである。
- 国内の争議に関する動議は、主要戦略あるいは労働組合権問題を扱っている場合にのみ、提出されるべきである。
- 動議は交通運輸産業に関する主要問題を扱ったものでなければならず、より限定的、専門的、産業別の問題は、産別部会等で取り扱うことができる。幅広い方針や政治問題に関する動議は、決議委員会が **ITF** の既存の方針に照らし合わせて検討する。
- 大会テーマ文書の中身に関して、問題や要請がある場合は、修正案を提出することが求められる。

## プロセス

執行委員会は、**2024** 年の大会に加盟組合から提出された動議を取り扱う権限を決議委員会に付託する。

問題や要請が大会テーマ文書の中身に関する場合は、決議委員会が、その動議の代わりに、大会テーマ文書を修正することを提案する場合がある。

複数の組合が類似のテーマで動議を提出することがあるかもしれない。その場合は、当該動議の合体について協議するために、決議委員会が提出組合に連絡を取る。



決議委員会は、提出された動議の修正や調整について協議するために、提出組合に連絡を取ることがある。修正の相談は、当該動議を基準に則ったものとするために、中身に関するものである場合もあれば、文言を明確、明瞭にし、他の大会言語に翻訳しやすくするためのものである場合もある。

動議は、提出組合の合意を得て、執行委員会あるいはその他の ITF 機関（部会委員会等）に「付託」あるいは「照会」することができる。これは、原案に議論の余地があったり、合意形成ができなかったりする場合に、その動議に検討の機会を与えるメカニズムとして機能する。このようにして、「付託」あるいは「照会」された動議は、一旦採択されると、大会決議として位置づけられることはない。

動議が基準を満たしていない、あるいは、提出組合が修正や合体に応じない場合は、当該動議を大会に提案しないことを決議委員会が執行委員会に勧告することがある。

